

地域共生社会の推進に取り組む市町村社協が、地域福祉の主体となって円滑に活動展開できるよう総合的に支援を行うとともに、市町村社協との連携・協働をさらに進め、地域福祉の推進を図る。

また、地域福祉推進の担い手となる市町村社協役職員の資質向上のための支援を行う。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・生活困窮や孤独・孤立などの問題が深刻かつ重複化するなか、地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、身近な地域における総合的な相談体制づくりが一層重要となっている。それらの役割を担う市町村社協への期待は大きく、職員の資質向上が求められている。
- ・地域福祉の推進に向け、市町村社協が中心となって策定する「地域福祉活動計画」の策定状況は、令和7年4月1日時点では35市町村中24市町村である。
- ・各研修会や会議等を開催し、市町村社協における日ごろの実践事例を通じて、地域福祉・社協をめぐる現状と課題について共通理解を深めている。
- ・最新の動向を踏まえたテーマをもとに市町村社協の担当者の資質向上に向け取り組んできた。業務内容の多様化や法令改正に伴い、職員にはさらなる資質向上が求められている。
- ・市町村社協が実施する事業の実情や課題を把握するために「市町村社協ヒアリング」を実施（3年で35市町村社協を巡回）している。また、市町村社協が実施する研修（学区・地区社協研修、福祉協力員研修、サロン研修等）へ講師派遣を行っている。
- ・地域福祉活動の担い手や地域の社会資源等、各市町村ごとの差異が大きくなってきている。また、県内の市町村社協は、職員数が数百人を超える法人もあれば、数人の法人もあり、実施する事業の数も異なっている。そのため、各市町村社協がそれぞれの地域性を踏まえて各々の実情に応じた事業を展開・継続していけるよう、個別的な支援が求められている。
- ・介護保険サービス事業を実施する市町村社協では、財政や人材確保など様々な課題を抱えており、事業改善が必要となっている。そのため、相互に現状の課題や取り組みの共有を行う機会として令和7年度に「介護保険サービス事業に関する情報交換会」を開催した。市町村社協では様々な事業を実施しているが、事業ごとに抱えている課題も異なるため、必要に応じて事業ごとの情報交換会等を開催し、実情や課題、今後の方向性など、より深掘りした内容で情報共有することが求められている。

### ◎ 目指す方向性

- ・市町村社協における「地域福祉活動計画」の策定（見直しを含む）を推進するとと

もに、今後策定予定の市町村社協への個別訪問、情報提供等による支援を行う。

- ・ 全社協や県等と連携しながら常に地域福祉を取り巻く状況を把握し、市町村社協と現状と課題を共有するとともに、全国に広がる社協ネットワークを積極的に活用し、実践事例等をもとに地域福祉推進に向けた各種事業を展開する。また、市町村社協が取り組む重層的支援体制の構築に向けて情報提供等による支援を行う。
- ・ 新任職員研修等に加え、新たな課題に対する分野別の研修・会議を通じ、市町村社協の役職員の資質向上に向けた取組みを支援する。
- ・ 市町村行政や社協、NPO・ボランティア等と協働しながら「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉の推進・活性化を図るとともに、関係機関が集まり地域課題を検証する「地域共生社会推進会議」等を開催し、地域内の課題解決力の強化を目指す。
- ・ 幅広い関係者の連携・協働のもとオール山形で孤独・孤立対策の推進を図るために設立された「やまがたつながり支えあいネットワーク（山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）」に令和7年度から参画し、業種や分野を超えた連携の場での課題把握や情報収集を行い、本会の事業に反映していく。
- ・ 「市町村社協ヒアリング」の実施や「市町村社協基礎調査」等を通じて、県内市町村社協が取り組む各種事業の状況や運営上の課題等の把握、共有に努める。
- ・ 各市町村社協の特性や地域の実情に合わせた個別的な支援を強化するとともに、必要に応じて、複数の市町村社協が市町村域を越えて連携することができるよう、市町村社協間の相互連携を支援する。
- ・ 「各事業別担当者情報交換会」を開催し、各社協の実態等の情報共有や協議の場をつくり、市町村社協の課題解決への支援の強化を図っていく。
- ・ 本会機関紙やホームページ、SNS・メールリスト等の情報発信ツールを活用しながら、本会・市町村社協の各種取組みを発信するとともに、社協職員や福祉関係機関との情報交換、交流を図る。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>市町村「地域福祉活動計画」策定への支援（計画の見直しを含む）</b> ①地域福祉活動計画の策定支援	継続 					会費収入等
	計画策定にかかわる個別訪問、情報提供等					
<b>市町村社協役職員の資質向上のための支援</b> ①地域福祉・ボランティア担当者会議 ②総務担当者会議 ③新任職員研修・分野別研修等	継続 					会費収入等 参加費収入
<b>地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進</b> ①地域共生社会推進会議等の開催 ②山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画	新規 					会費収入等
	参画 					

<b>市町村社協の各種課題への個別支援の強化</b> ①地域福祉関連事業ヒアリング ②市町村社協基礎調査（2年ごと） ③市町村社協の相互連携支援 ④各事業別担当者情報交換会 ⑤その他個別課題への支援（相談支援、 講師対応、情報提供等）						会費収入等
	市町村の実情や課題の把握等					

今日の多様化、複雑化する生活課題に対応するため、地域の様々な関係機関・団体との協働のもと、地域住民のボランティア意識の向上とボランティア・市民活動の活性化を図る。

また、ボランティア・市民活動を通じて社会参加を促進するとともに、住民同士の「つながり」の構築を進める。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・市町村社協ボランティアセンターには、地域の生活課題に対して、地域住民が支え合う関係やつながりの再構築を基盤にして多様な主体が協働して解決を目指す仕組みづくりが求められている。
- ・福祉のまちづくりを進めていく上では、ボランティアの活動推進者を始めとした担い手の養成や多者協働の場づくりが必要となる。これまでは圏域を対象に、ボランティアネットワーク会議（通称「山形つながりあったかいぎ」令和6年ボランティア運営委員会で通称を設定）等で、地域に根差したプラットフォーム（多者協働の場）の構築を目指す働きかけを行ってきた。さらに多機関での連携を進めるための活動の広がりが必要となる。
- ・県内4地区に組織される「ボランティアの輪連絡会議」への支援（ゆうゆうすくらむ促進事業）や「広域連携推進事業」を通して、市町村社協を中心としたボランティア団体の交流および活性化を促進してきた。
- ・メーリングリストを通じて除雪ボランティアにかかわる各市町村社協同士の情報発信を行っている。また、民間企業による社会貢献活動が広がりを見せており、除雪ボランティアを始めとする民間企業と社会福祉関係団体・事業所とのつながりを支援していく必要がある。
- ・県内のボランティアに関する情報を発信するため、新規のSNSの運用を始めた。SNSを通じた各関係機関とのつながり及び情報収集のための取組みを進める。

### ◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や多様な関係機関・団体とのつながりを通じて、ボランティア・市民活動にかかわる現状と課題を共有する。
- ・担当者会議の開催や講師派遣等、市町村社協ボランティアセンターへの支援を行う。
- ・プラットフォーム（多者協働の場）づくりのため、県や社協、市町村、関係団体、福祉施設、学校等のボランティア担当者の連携を図る。
- ・ボランティア活動の広域連携を推進するため、県内4地区に組織される「ボランティアの輪連絡会議」に対し活動費の助成を行う「ゆうゆうすくらむ促進事業」を行ってき

たが、連絡会議に参画するボランティア団体の高齢化等により参加者が減少傾向にあるため、現状や課題等を整理し、令和8年度以降の事業の継続方法について検討を行っていく。

- ・ボランティアの関心を高め、活動を広げていくために本会機関紙およびSNS等活用を通してボランティア・市民活動の振興に向けた情報の周知を図る。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>市民活動・NPO等との協働によるボランティアの推進</b> ① 県ボランティア・市民活動振興センターの運営 ② ボランティアネットワーク会議（山形つながりあったかいぎ）の開催 ③ ボランティアに関する地域の活動事例の紹介 ④ 住民参加型在宅福祉サービス連絡会との連携	継続	→				会費収入等 補助金
	ボランティア活動の推進・人材育成					
	プラットフォーム（多者協働の場）の仕組みづくり					
	ボランティアに関する情報収集・発信					
	市民活動・NPOとの連携					
<b>市町村社協ボランティアセンターへの支援</b> ① 地域福祉・ボランティア担当者会議 ② 市町村社協ボランティアセンターへの支援	継続	→				会費収入等 補助金
	市町村社協VCへの支援 （相談、情報提供、講師派遣等）					
	ボランティアコーディネータ力の強化					
<b>ボランティア活動の広域連携の支援</b> ① ゆうゆうすくらむ促進事業の実施 ② 除雪ボランティアの推進	継続	検討	→			会費収入等
	継続 →					

地域共生社会として、地域住民一人ひとりが役割を持ち共に支え合う仕組みの構築につながるよう民生委員・児童委員やNPOなどの活動者等、地域福祉活動の担い手となる方々の養成と支援を行い、地域福祉の推進を図る。

また、担い手が住民ニーズを的確に受け止め、必要な支援活動につなげていくために必要な相談スキルの向上を支援し、地域内の相談支援の基盤づくりを進める。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・地域住民が共に支え合う地域共生社会を目指すためには、地域住民が地域福祉活動の担い手となることが重要であり、住民に寄り添った立場での支援活動を展開していくことが期待されている。しかし、少子高齢化を伴う人口減少の進行や地域のつながりの希薄化など社会情勢の変化により、その担い手を確保していくことが難しい現状があり、地域共生社会を推進する上で大きな課題となっている。
- ・市町村社協においては、地域福祉活動の担い手を養成するための講座や住民座談会、福祉に関する啓発セミナー等を実施しており、本会も講師やアドバイザーとして職員の派遣を行う等の支援を行ってきた。また、近年ではボランティア等の活動団体が共に活動する仲間を募集するため担い手養成講座や交流会を自ら実施する等の動きも見られるようになっており、本会職員の派遣先も広がりつつある。
- ・地域福祉活動の重要な担い手となる民生委員・児童委員においても、就任時の年齢が高くなってきていることもあり、地域における民生委員・児童委員の在任期間が短期間化している状況にある。令和7年12月に行われる民生委員・児童委員の一斉改選では、多くの退任者が出る事が予想される。また、定数は2,936人に対し、現員2,815人（令和7年3月31日現在）という状況で、民生委員・児童委員の成り手不足が問題となっている。
- ・本会では、民生委員・児童委員の定着及び質の向上を目指し、県民児協との協働により様々な階層別研修の企画運営を行い、民生委員・児童委員活動への支援を行っている。また、地域での民生委員・児童委員活動の理解促進を深めるために広報啓発を行っている。
- ・県民児協が県知事との懇談会や各種関係機関との懇談会等の実施により、県行政と民生委員・児童委員の情報交換や地域課題の共有を積極的に行えるよう支援している。
- ・地域福祉活動の担い手が住民ニーズを的確に受け止め、必要な支援活動に結び付けるため、研修会等を開催し、相談スキルの向上を支援している。
- ・生活困窮や社会的孤立の問題が深刻となり、将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、市町村社協は、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場として、従来から心配ごと相談所を開設しており、社会情勢や住民ニーズの変化とともに、その形を総合相談センターとする等、相談体制を整えている。

## ◎ 目指す方向性。

- ・市町村社協や活動団体が実施する地域福祉活動の担い手を養成するための講座や住民座談会等に本会の職員の派遣を行い、地域住民が地域福祉活動の担い手となることの意義や重要性を伝えるとともに、県内の様々な活動等について情報提供を行い、担い手を確保・養成する取組みや担い手の交流を促進する取組みを支援する。
- ・県民児協の事務受託を通じて、民生委員・児童委員活動にかかわる現状と課題を共有し、住民が抱える生活課題等の把握に努める。
- ・民生委員・児童委員との協働による地域福祉を推進するため、県民児協及び市町村民児協との連携強化を図る。
- ・全社協が実施する互助共励事業を活用し、死亡弔意・傷病見舞・災害見舞・退任慰労等の給付や活動助成等を行い、民生委員・児童委員活動を支援する。
- ・相談援助技術に関する研修会の開催や研修会への講師派遣等を通じて、市町村社協の相談員や民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手の相談スキルの向上を図る。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
地域福祉活動の担い手の養成・支援	継続	→				会費収入等
県民児協との連携による民生委員・児童委員活動への支援	継続	→				事務委託費 参加費収入 全社協助成金
	一斉改選	民生委員活動への支援				
相談スキルの向上 ①相談員スキルアップ研修会	継続	→				会費収入等 全社協助成

山形県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）をはじめとする社会福祉法人や各種社会福祉団体と現状や課題等の情報共有を図り、連携や協働を促進していくための体制整備を進め、ネットワークの強化を推進する。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・平成28年3月31日、社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、「公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底する」ことを目的に、社会福祉法人制度改革が行われ、各社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を行うことが法的責務とされた。
- ・各市町村においては、市町村社協と管内の社会福祉法人が協働して地域生活課題の解決に向けた効果的な法人連携のための基盤づくりを図るため、社協を中心に管内の法人連携の取組みが進められており、令和6年2月現在、17市町村社協に社会福祉法人連絡会が設置されている。しかし、コロナ禍により数年間休止状況が続いてしまい、再開する上で、どのような取組みを実施していくか改めて検討する連絡会も出てきている。
- ・最上地区の大蔵村、鮭川村、戸沢村の三村にある6か所の社会福祉法人では、広域で連携して「地域における公益的な取組」を実施するものとし、「最上三村社会福祉法人連絡会」を令和6年2月に設立した。三村ともに人口減少や高齢化が進み、以前よりも地縁が弱まってきている実態がある中で、定期的な情報交換の場を設けて生活課題を共有し、解決に向けた取組みを実践することを目指している。
- ・様々な種別協議会・団体が主体的に取り組んでいる地域福祉活動や、各種イベント・セミナー・研修会等に参画しながら、高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の充実に向けて課題を共有している。山形県社会就労センター協議会では、利用者の工賃向上と授産製品の販路拡大のための「商品開発研修会」、「ふれあいマーケット」等に取り組んでおり、これらの事業に本会としても協力している。
- ・本会が事務受託を行っている福祉関係団体は、令和7年度現在では3団体となっている。引き続き、各団体の自主性を尊重しながら、事務受託団体の自立に向けた支援を行っていく。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）が注目される中、民間企業による社会貢献活動が広がりを見せており、本会が民間企業と社会福祉関係団体・事業所とのつながりを支援していく必要がある。

### ◎ 目指す方向性

- ・県経営協と連携・協働し、「地域における公益的な取組」について現状と課題、成果を

共有し、社会福祉法人の一層の取組み推進を図る。

- ・県内の社会福祉法人がそれぞれの地域に合った「地域における公益的な取組」を推進できるように、県内の取組みの活動状況や課題等の情報を収集し提供する等、社会福祉法人連絡会議への支援を行っていく。
- ・本会機関紙等を活用し、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の意義や事例等を発信し、活性化を促す。
- ・福祉関係団体の事務受託や種別協議会・団体との協働を通じて、高齢者・児童・障がい者等の各種別分野にかかわる現状と課題を共有しながら、必要な支援を行っていく。
- ・種別協議会・団体・共同受注センター等と連携し、住民の孤独・孤立対策をはじめ、高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の充実促進を図る。
- ・民間企業の社会貢献活動の普及・拡大のため、県内の社会福祉団体についての情報提供や希望に沿った寄付先の紹介及びコーディネート等、民間企業と社会福祉関係団体とを繋ぐ役割を果たす。また、本会の機関紙「たすけあい」やホームページで民間企業による社会貢献活動を紹介する等、寄付文化の醸成に努める。
- ・寄付先のコーディネートの他、企業を地域の一員として考え、連携のあり方を考える。

## ◎ 年次計画

推進事業項目 (具体的事業)	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進</b> ①地域における公益的な取組への支援 県経営協と連携・協働し、地域における公益的な取組の事例等の情報収集・提供を行うとともに、市町村社協が主体となる社会福祉法人連絡会議に対しても情報提供等の支援を行う。 ②市町村社協法人連携事業情報交換会 連絡会等が効果的に運営されるよう情報交換会を開催し、各地域での活動状況や課題等の共有を図る。						会費収入等
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県経営協を通じた情報収集・提供</div>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社会福祉法人連絡会への支援</div>					会費収入等
	継続	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">状況にあわせて開催する</div>				
③社会福祉連携推進法人制度に関する情報収集と提供 <b>社会福祉関係団体との連携</b> ①種別協議会・団体・共同受注センター等との協働 ②社会福祉関係団体の事務受託						会費収入等
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">情報収集</div>					
	継続	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; background-color: black;"></div>				
<b>民間企業による社会貢献活動への支援</b> ①寄付先の紹介やコーディネート等の支援 ②企業との連携のあり方検討						会費収入等
	継続	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; background-color: black;"></div>				
	新規	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; background-color: black;"></div>				

社会との関わり及び人と人とのつながりを実感できるような居場所づくり、仕組みづくりを推進し、地域の「つながり」の再構築を図るとともに、様々な地域福祉活動に参加を促すことで地域住民の社会参加を推進する。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・近年、虐待やDV、子どもの貧困、障がい者の社会参加、ひきこもり、自殺や孤立死、ゴミ屋敷問題、老々介護、消費者被害、ヤングケアラー等、社会的孤立により生じる様々な生活課題が深刻化しており、地域福祉活動の基盤となる住民同士のつながりを再構築していくことが求められている。
- ・住民の孤立防止、社会参加、交流を目的とする“地域住民によるつどいの場づくり”として、全社協が平成6年に提唱した「ふれあい・いきいきサロン活動」は、山形県内でも広がりを見せ、令和5年4月には1,434か所となっている。ひきこもり状態にある人とその家族に寄り添い、相談を受け止め、社会とのつながりを回復するための相談体制の構築や、少子高齢化、人口減少が進行する中、地域コミュニティの弱体化が懸念されており、地域課題解決に取り組む仕組みを整備することが急務となっている。
- ・令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども政策が推進される中で、子どもを取り巻く課題は複雑化しており、誰一人取り残されない社会の実現のため、子どもを地域で支える「こどもの居場所づくり」が広がりを見せ、県内では令和7年3月現在で94か所のこどもの居場所が立ち上がっている。こどもの居場所づくりの中でも、経済的な理由により食事の支度が不安定な家庭や、ひとり親により孤食に陥りがちな家庭の子どもたちに対して、ボランティア等が中心となって、無料または低価格で栄養のある食事や温かな団らんを提供する「こども食堂」は、参加者を子どもだけに限定しない「地域食堂」として全国的に進められており、県内でもその数は年々増加している。
- ・本会では、令和元年度からは「こどもの居場所づくりサポートセンター」を運営し、こども食堂や学習支援といったこどもの居場所づくりの取組みを推進するための研修等事業や居場所づくりを行う実践団体相互のネットワーク形成を目的とした会議を運営しながら県内の居場所づくりの取組みを一層強めている。
- ・高齢者の健康・生きがいづくりの一環として、平成16年度から本会では、「山形県健康福祉祭」の開催、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣を実施し、高齢者の積極的な社会参加や仲間と交流する場としての環境づくりを推進している。

## ◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や関係団体に取り組む居場所づくり等の事業を通じて、社会的孤立により生じる様々な生活課題を把握・共有する。
- ・市町村社協や関係団体が行ってきた実践事例等を活用し、いきいきサロンや地域食堂等の居場所づくり活動の推進を図る。
- ・こどもの居場所づくりサポートセンター事業を通じ、こどもの居場所づくり実施団体等の相談対応や情報提供等の支援をはじめ、企業と連携した食材等の提供体制のコーディネート機能等を強める。
- ・地域の中での孤独・孤立等様々な課題を抱える住民が、社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるような居場所等、新たな居場所づくりについて、市町村社協とともに検討していく。
- ・「山形県健康福祉祭」の開催、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣にあたり、各種目・競技団体、美術展にかかわる関係団体との連携を図り、高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを推進しながら積極的な社会参加の促進を図る。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>居場所づくりの推進</b> ①ふれあいいきいきサロンの支援 ②こどもの居場所づくりサポートセンターの運営 ③居場所づくり実践団体への支援 （新たな居場所の創出への支援を含む）	継続	→				会費収入等 委託費
	継続	→				会費収入等
	継続	→				会費収入等
<b>高齢者の社会参加の促進</b> ①山形県健康福祉祭の実施 ②全国健康福祉祭への選手派遣	継続	実施方法について検討				補助金
	継続		未定	実施	未定	
		厚生労働省で実施について検討				

あらゆる年代の人が、それぞれのライフステージ（人生）と日常の生活の場（家庭や学校・職場、地域等）において「福祉の心」を育むことができるよう、地域ぐるみで進める福祉共育（※）を推進し、住民の課題意識の醸成を図る。

## ◎ これまでの成果と課題

- ・住民主体による福祉活動を進めるにあたり、あらゆる年代の人がそれぞれのライフステージに応じた福祉の心を育む機会を得ることが求められており、福祉分野、教育分野においては、各種講座やボランティア活動、体験活動等の取組みや、総合的な学習の時間や学校行事等を通じた次世代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むための取組み等、地域ぐるみによる福祉教育・福祉学習等が進められている。
- ・本会では、このような市町村社協や多様な関係機関・団体が取り組む福祉教育・福祉学習等を「福祉共育（ともいく）」として捉えている。平成28年3月に策定された「やまがた福祉共育推進計画」を見直し、令和8年3月に「第3次やまがた福祉共育推進計画」を作成し、地域ぐるみで進める福祉共育の活性化やプラットフォームの実現に向けた取組みを推進している。
- ・福祉共育の推進のため、市町村社協や学校、社会福祉施設等に対して、福祉教材の貸出しや講師派遣等を行っている。
- ・県内の「全国福祉教育推進員研修」の修了者は令和7年3月時点で18名である。協働実践のできるプラットフォームの具体化のために、推進員の養成と広がりに向けた取組みを目指していく必要がある。
- ・「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づき、義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業を実施している。（令和6年度の体験学生数は276名）
- ・県では、平成28年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行した。障がいを理由とする差別の解消に向けて全ての県民が一体となって取り組んでいくことを目指しており、現在では県内すべての市町村で差別の解消に向けた条例が制定されている。令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」が令和6年4月より義務化されることとなった。その他、それぞれの各分野において、住民の意識啓発を図りながら、差別の解消や虐待の防止等の取組みが進められている

## ◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や多様な関係機関・団体とのつながりを通じて、福祉教育・福祉学習（福祉共育）にかかわる現状と課題を共有する。

- ・市町村社協や障がい者、関係団体等と連携し、福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進を図るとともに、協働実践を行うための具体的なプラットフォームの構築を目指す。
- ・福祉教育教材の貸出しや講師派遣等を通じて、県内小・中・高等学校等の福祉教育を支援する。
- ・義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業を実施する。
- ・本会機関紙やホームページを活用し、福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進に向けた現状と課題、各種取組み等を発信し、福祉の心の醸成を図る。
- ・地域共生社会の実現に向けて、県民に福祉への理解を深めてもらうため、様々な団体の会合等に職員を講師として派遣する「福祉出前講座」を実施し、県民への啓発及び意識醸成を図る。
- ・差別や虐待等の社会問題の解決に向け、種別協議会・団体と協働しながら、住民への広報等を通じた住民の意識啓発を図っていく。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>地域ぐるみで進める福祉教育（福祉共育）の実践</b>						会費収入等 補助金  会費収入等 会費収入等 会費収入等 会費収入等 会費収入等 負担金収入
①やまがた福祉共育推進計画の推進と「第3次やまがた福祉共育推進計画」の策定	継続	新計画による推進				
②福祉教育教材の貸出しや講師派遣による福祉教育・福祉学習の推進	継続					
③福祉共育推進セミナーの開催	継続					
④福祉共育プラットフォーム構築に向けた検討会の実施	継続	移行				
⑤福祉共育プラットフォームの推進		新規				
⑥福祉出前講座の実施	継続					
⑦義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業の実施	継続					
	随時、受入調整システムの見直し					
<b>「ともに生きる」地域づくりに向けた取組み</b>						会費収入等
①差別や虐待等の社会問題に対する意識醸成	継続					

※「福祉共育」とは、福祉の心（地域社会で暮らす様々な支えを必要とする人々を理解し、思いやりと尊重する心を持つこと等）の醸成を図り、共に支え合いながら、地域の福祉力を育み、高めていく取組みです。

今日県内外で頻発する災害に対し、被災者支援活動を展開するため、市町村社協を中心とする「災害ボランティアセンター」のスムーズな設置・運営体制構築のための支援を行う。また「東日本大震災」における県内避難者を含む被災者に対する相談・見守り等の体制への支援を行う。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・近年全国的に大規模な自然災害が多発しており、被災した住民の生活を支援する「災害ボランティアセンター」の役割が重要になっている。過去5年間を振り返ると、令和2年7月豪雨（山形市、村山市、中山町、河北町、大江町、大石田町、大蔵村）、令和4年8月3日からの大雨（長井市、大江町、川西町、飯豊町）、令和6年7月25日からの大雨及び9月20日からの大雨（鶴岡市、酒田市、村山市、最上町、鮭川村、戸沢村、庄内町、遊佐町）において、災害ボランティアセンターの設置・運営等、市町村社協や県災害ボランティア支援本部をはじめとする関係機関と連携を図りながら支援を行った。また、「北海道・東北ブロック道県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」「山形県・市町村社協災害時相互支援に関する協定」に基づき、本会および市町村社協の職員派遣を行い、県内外の災害ボランティアセンターの運営支援を行っている。
- ・令和6年7月25日からの大雨では北海道・東北ブロックの社会福祉協議会より応援職員を県内で初めて受け入れ、継続した被災者支援活動を行った。
- ・令和6年7月25日からの大雨において、酒田市および戸沢村では被災地域住民の生活再建および復興支援のための「地域支え合いセンター」が設置された。本県では初の設置となる地域支え合いセンターであり、本会としても令和7年度より、双方の現状や課題等について情報共有を図るとともに、生活支援相談員を対象とした研修等を実施している。今後とも継続的な支援を行う必要がある。
- ・東日本大震災以降、NPO、行政、青年会議所や企業等様々な団体との災害時における連携が図られ、本会でも令和2年度に青年会議所やライオンズクラブとの災害時相互支援協定を締結する等連携が進められており、実際の災害等の発生の際には災害ボランティアセンターの協働運営が円滑に行われている。
- ・本会では市町村社協の災害ボランティアセンター設置や運営の参考となるよう、「市町村社協向け災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定のための参考書」や「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等についての留意点」を作成した。また、市町村社協では災害ボランティアセンター運営マニュアル策定や災害ボランティアセンター設置訓練が活発に進められている。

- ・令和7年5月現在、東日本大震災による県内避難者数は1,146名を数える。本会では、各自治体や市町村社協、避難者支援団体等の協力を得ながら、「避難者生活相談支援事業（平成23年度～）」を実施し、県内避難者への情報提供や見守り活動等を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図っている。
- ・大規模災害時における要配慮者の福祉、介護等のニーズ把握及び支援調整を行うために官民共同で構築を目指す「山形県災害福祉支援ネットワーク」に参画し、災害派遣福祉チーム員の養成やネットワーク構築に向けた県の取組みを支援している。災害救助法改正に伴い、災害派遣福祉チームの活動範囲が拡大されたことで、在宅・車中避難者に対する支援等についても実施していく方向性が示された。登録者数の増加をはじめ、災害福祉支援体制の更なる強化が課題となっている。
- ・障がい者など避難行動要支援者に対しては個別避難計画の策定が市町村にもとめられているが、その進捗状況に差が見受けられる。
- ・災害対策基本法・災害救助法が令和7年7月に改正され、災害救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された。

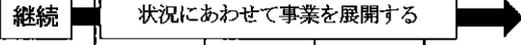
## ◎ 目指す方向性

- ・県災害ボランティアセンター運営研修会や市町村社協の災害ボランティアセンター運営支援、設置運営訓練への協力等を通じて、発災時における市町村社協の速やかな住民支援、災害時要支援者把握、外部からの受援力向上のための体制づくりを支援する。
- ・令和7年度に各市町村社協に導入した災害VC運営支援システムについて、発災時に円滑に活用できるよう整備を行い、県内における災害ボランティアセンター運營業務のDX化を促進する。
- ・県災害ボランティア支援本部をはじめとする関係機関の連携を強め、災害時支援活動のネットワーク強化を図る。
- ・「山形県・市町村社協災害時相互支援に関する協定」に基づき、災害時に備えた社協間の相互支援ネットワークの形成を図る。
- ・令和7年4月、全国12の県社会福祉協議会に設置されている「災害福祉支援センター（社会福祉協議会・社会福祉施設が実施している災害支援を効果的に行い、被災者支援を円滑にするための民間主導の常設型災害福祉専門機関）」の運営支援を図るための組織として全国災害福祉支援センター準備室が全社協に開設された。平時・有事の災害福祉支援体制強化の観点からその必要性を検討するため、全国災害福祉支援センター準備室や既設置都道府県社協から情報を収集する。
- ・東日本大震災の避難者支援団体や避難元自治体・社協等との連携を強化し、避難者支援の取組みを展開するとともに、これまでの支援の成果を振り返り、今後必要とされる支援について検討する。
- ・災害ボランティア支援情報等の迅速な情報発信を行い、またメーリングリスト等の情報発信ツールを活用し、避難者支援団体等との情報交換を図る。
- ・安定した災害ボランティアセンターの運営と被災地への応援体制の確立のため、職員派遣経費などの災害救助費の対象範囲の拡大を県や国に働きかけていく。
- ・「地域支え合いセンター」としての機能の充実を図るため、酒田市と戸沢村の地域支え合いセンターについて継続的な支援を行う。随時、双方が情報交換を行うことができる

よう取組みを進めていくとともに、生活支援相談員の質の向上を目的とした研修の開催や、県内市町村社協に対する地域支え合いセンターの理解の促進に努めていく。

- ・災害派遣福祉チーム員の養成を推進し災害福祉支援体制の強化に努める。また、福祉専門職チームとしての山形 DWAT について、発災時に更に実効性のある組織となるよう、市町村行政職員や県内福祉施設職員からの認知度向上を目指す。
- ・災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の策定について、県防災関係課との懇談等を通じながら県に働きかけるとともに、要支援者の個別避難計画を踏まえながら、市町村社協と連携を深めていく。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化</b> ①災害ボランティアセンター運営研修会 ②災害 VC 運営支援システムの導入・運用 ③社協間の相互支援ネットワークを活かした運営体制の構築 ④市町村災害ボランティアセンターへの支援（災害時の運営協力、マニュアル作成支援、設置運営訓練への協力等） ⑤災害福祉支援センターの設置検討	継続 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">多様な関係機関・団体との連携強化</div>				会費収入等 参加費収入
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">協定に基づく社協間の相互支援</div>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">災害時における災害 VC の運営及び支援</div>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">災害 VC 運営支援システムの運用支援</div>					
	検討 					
<b>「地域支え合いセンター」を運営する市町村社協への支援</b>	実施 		検討			会費収入等
<b>災害時福祉支援体制づくりへの参画</b> ①災害福祉支援ネットワーク協議会 ②山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修 ③山形県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップ研修	参画 					委託費
	継続 					
<b>東日本大震災避難者への相談支援の展開</b> ①避難者生活相談支援事業	継続 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">状況にあわせて事業を展開する</div>				補助金

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な人でも、その人の人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう「日常生活自立支援事業」に取り組むとともに、積極的に権利擁護活動の充実を図る。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・「日常生活自立支援事業」は利用件数が増加傾向で専門員の業務量の増大が課題となっていたことから、持続可能な事業運営体制を図るため、令和5年4月に作成した「山形県日常生活自立支援事業推進方針」に基づき、利用者の精査と事務負担の軽減を行い、適切な運用となるよう整備を行った。
- ・円滑な事務処理を図るため業務の改善を行うこととし、「山形県日常生活自立支援事業推進マニュアル」及び利用援助契約書の改訂を行った。具体的には、定期報告を簡略化するとともに本会のヒアリング訪問の頻度を増やし、事務負担の軽減と不正防止のチェック体制の両立を図った。さらに、支援を継続する環境を整えるため、口座開設店以外にも払い出し可能な店舗を指定できるよう金融機関と調整し、県内3つの金融機関で可能となった。
- ・「日常生活自立支援事業」の利用者の抱える問題が複雑多様化していることから、本事業に携わる専門員や生活支援員の資質向上を目的とした研修会を行っている。
- ・成年後見制度の活用を推進するため、令和6年度より法人後見実施団体養成研修を県から受託している。
- ・権利擁護に関する相談の多くは関係機関から寄せられるため、各種事業の理解促進のために「関係機関連絡会議」を開催しており、関係機関と連携し、支援を継続できるよう更なる理解促進を図る必要がある。
- ・国での新たな動きがあり、身寄りのない高齢者への身元保証や死後事務が注目されている。「新日自事業（仮称）」といった名称で厚生労働省が検討を始めている。

### ◎ 目指す方向性

- ・福祉、医療、法律、金融、行政等の関係機関・団体、専門機関との連携を強化し、総合的な権利擁護活動を展開し、権利擁護活動にかかわる現状と課題を共有する。
- ・「日常生活自立支援事業」の健全な事業運営および業務負担の軽減を図り、市町村社協における福祉サービス利用援助事業の一層の推進を目指す。
- ・「日常生活自立支援事業」は、高齢化による生活支援員不足やケースの多様化に伴う専門員の業務負担増加に備えて、DX化を導入する等の業務の効率化を目指す。

- ・「県福祉サービス利用支援センター」の運営を通じて、本事業の周知・広報、業務の効率化と不祥事防止の取組みに努める。
- ・本人らしい生活を継続することができる地域づくりのため、必要とする人が適切に成年後見制度を利用できる体制を県内に広める。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>社協活動における総合的な権利擁護活動の展開</b> ①関係機関連絡会議 ②関係会議等への職員派遣	継続	→				補助金
総合的な権利擁護活動の展開						
<b>日常生活自立支援事業の推進</b> ①県福祉サービス利用支援センターの運営 ②相談窓口・支援体制の充実強化 ③事業従事者の資質向上 ④適正な事業の実施に向けた市町村社協の体制強化	継続	→				補助金
事業の円滑な推進						
<b>必要な方が適切に成年後見制度を利用できる体制への支援</b> ①社協法人後見への支援、利用促進 ②市町村社協法人後見業務審査会への協力 ③法人後見実施団体養成研修（R6～）	継続	→				補助金
	継続	→				委託費

低所得者世帯等生活困窮世帯に対して、生活福祉資金の貸付けと必要な相談支援を行い、対象世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援する。

また、複合的な課題を抱える方々を支援するため、生活困窮者自立支援制度を中心とした他の自立支援機関等との総合的な支援体制の構築に向けた連携を強化する。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・昨今の厳しい経済状況に加え、8050 問題や就職氷河期世代の雇用の問題など、生活困窮者をめぐる問題は深刻化してきている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯に緊急小口資金等特例貸付を実施し、9,870 件に対し約 35 億 7 千万円の金額を貸し付けた。令和 6 年度末までに 4,730 件の償還免除を決定しており、免除金額は約 16 億 7 千万円にのぼる。
- ・特例貸付終了後も、物価高騰の影響から従来の生活福祉資金に対しても特例貸付以前と同程度の資金需要があり、市町村社協に寄せられる相談の中には複合的な生活課題を抱えているケースが少なくない。世帯に対するアセスメントを行い、課題を明確にして必要な支援につなげていくことが重要であり、今後も生活福祉資金担当者を対象とした会議や研修により支援の質の向上を図るとともに、自立相談支援機関等の関係機関との連携を強化していく必要がある。また、特例貸付については、適切な債権管理と償還完了者を含めた貸付世帯への継続的なフォローアップ支援が求められている。中でも償還免除や償還猶予に未応答の滞納世帯や免除後も困窮が続く世帯への支援の充実に課題となっている。
- ・平成 28 年度から要保護児童やひとり親家庭の自立促進を図るため「要保護児童自立支援資金貸付事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」に取り組んでいるが、貸付件数は減少傾向にあり、連絡がつかず状況把握が困難なケースも出てきている。
- ・令和 2 年度に株式会社大沼の破産により解雇された従業員を対象に「山形県暮らし安心資金」の貸付を行った。令和 2 年 12 月に受付終了となっており、滞納世帯への対応が課題となっている。

### ◎ 目指す方向性

- ・生活福祉資金貸付事業を通じて生活困窮者世帯が抱える課題を把握し、市町村社協、民生委員・児童委員、自立相談支援機関等の関係機関との連携を図りながら必要な支援につなげ、世帯の生活再建を図る。
- ・特例貸付に関しては、貸付フォローアップ支援員設置事業やフォローアップ支援連絡会議を通じて、市町村社協の体制強化とフォローアップ支援の充実に努める。

- ・要保護児童自立支援資金貸付事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施し、要保護児童やひとり親家庭の自立促進を図る。貸付後の借受人に対しては、定期的な状況確認を通じて、償還免除や償還の支援を実施する。
- ・山形県暮らし安心資金貸付事業の借受人に対する適切な債権管理を行う。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>生活福祉資金貸付事業の適正な実施と債権管理</b> ①適正な貸付けと相談支援の強化 ②償還対策の推進、償還面接の実施 ③債権管理の強化推進 ④相談支援機関との連携 ⑤貸付審査等運営委員会 ⑥民生委員・児童委員の活動との連携 ⑦市町村社協担当者会議・研修 ⑧業務調査の実施	継続	→				補助金 事業収入
<b>生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付の債権管理と継続的な支援</b> ①県社協及び市町村社協による「緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援」の推進 ②「貸付フォローアップ支援員設置事業」による市町村社協の体制強化支援 ③「フォローアップ支援連絡会議」による支援事例の共有と支援方法の検討 ④生活福祉資金貸付業務「市町村連携システム」導入による情報共有及び連携強化	継続	→				補助金 事業収入
	③新規	→				
<b>生活困窮者自立支援事業との連携強化</b>	継続	→				補助金 事業収入
<b>要保護児童やひとり親家庭への支援</b> ①要保護児童自立支援資金貸付事業の実施 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	継続	→				補助金
	継続	→				

山形県暮らし安心資金貸付事業の債権管理	継続					補助金
---------------------	----	--	--	--	--	-----

広く県民に対して「福祉の仕事」に関する理解促進やイメージアップを図り、関係機関・団体と協働しながら多様な人材の福祉分野への就労を促し、福祉サービス従事者の確保と定着に努める。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・山形県福祉人材センターとして職業安定法に基づく「無料職業紹介所」を運営する中で、求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉の仕事の就労斡旋・相談を行っているが、求職登録者や相談件数は減少傾向にある。
- ・毎月県内全ハローワークで巡回相談を実施し、他機関主催の面談会や説明会等での出張相談を行うとともに、インターネットによる求職登録やオンライン相談の活用により、より身近な地域で利用しやすいセンターとなるよう努めている。
- ・福祉人材の確保を図るために、山形労働局、各ハローワーク、山形県、介護労働安定センター山形支部、山形県ナースセンター等と連携し、福祉の仕事についての理解促進や福祉人材確保に向け就職フェア（就職相談会）や施設見学会などの協働事業を実施している。
- ・広く県民に向けて福祉の仕事の魅力発信、イメージアップ、周知啓発のためにホームページやブログ、SNS等を活用した情報発信のほか、インフルエンサーとコラボ動画を制作・配信する等、効果的な情報の発信に努めている。
- ・高校生の卒業後の進路や進学で福祉職への関心を高めていただくことを目的に高校訪問を行っている。また、無資格／未経験の方、定年退職者を含む中高年齢層や他分野からの転職希望者等、これまで福祉にかかわりの無かった方の福祉分野への参入促進を図るため、「福祉の仕事職場体験事業」を実施し、幅広い年齢層を対象として啓発活動を行っている。
- ・県内の福祉系学部に通う学生を対象とした福祉の仕事や職場に対する意識調査を行い、福祉共育が福祉の仕事の志望に大きく影響していることが確認できた。市町村社協で行っている福祉共育実践との連携を強化していく。
- ・福祉施設・事業所の採用力強化を図るため、効果的な求人票上でのアピール方法の助言をしている。また、福祉人材確保に向けたセミナーを開催している。
- ・介護や保育の有資格者で離職している方（いわゆる潜在有資格者）の呼び戻しや復職支援のために、「介護有資格者就業（復職）支援講座」や「保育士の再就職支援研修会」を実施している。
- ・介護福祉士・保育士養成校卒業者の県内就職と新たな人材確保のための修学資金の貸付けを実施している。
- ・返還免除付き就職支援金を活用し、有資格者の復職支援や他業種からの参入促進を図っている。

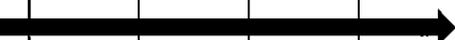
- ・職員の定着・離職防止のための保育士相談窓口事業や、入職後の定着支援として介護職員学習交流会を実施している。
- ・今後も年少人口、生産年齢人口の減少に伴い高齢化率は上昇し続けることが見込まれ、福祉人材の不足は一層深刻化している。特に介護分野は、2026（令和8年）には約1,600人の介護職員が不足すると推計されており、今後も処遇改善・定着促進・生産性向上・介護職の魅力向上など総合的な対策と併せ、国内外に人材確保のすそ野を広げる動きがより一層求められる。

## ◎ 目指す方向性

- ・福祉人材確保・定着の強化を図るために、山形労働局、各ハローワーク、山形県、介護労働安定センター山形支部、山形県ナースセンター等関係機関と連携し、福祉の仕事についての理解促進や福祉人材確保に向けた協働事業を継続して実施する。
- ・本会機関紙やホームページ、ブログ、SNS等の広報媒体を活用し、福祉サービス従事者の確保・定着に向けた効果的な情報発信に努め、広く県民に対して「福祉の仕事」に関する理解促進やイメージアップを図る。
- ・無料職業紹介事業では、求人事業所の状況や求職者のニーズを的確にとらえ、マッチングにつなげていくため、窓口業務の他にアウトリーチ型の出張相談、施設見学の個別調整、LINEチャットの導入など、より気軽に相談できる体制も整えていく。
- ・多様な人材の福祉分野への参入促進を図るため、福祉の仕事職場体験事業や、気軽に参加できる施設見学会等をハローワーク等との連携のもと積極的に開催する。事業所側に対しては、求職者へのアピールにつながる求人方法のアドバイス等、マッチングにつながる具体的な支援を行う。
- ・将来的な福祉人材確保へ向けて、福祉の仕事のPRや進学者向けの情報提供のため高校訪問、福祉系高校との協働事業、中高生向けの福祉の仕事職場体験事業等を実施する。
- ・各種修学資金、就職・再就職準備金等の貸付事業を活用し、福祉人材の確保を図る。
- ・外国人介護人材確保の県内の動向を注視し、定着支援の一環として介護福祉士修学資金貸付事業、介護福祉士実務研修受講資金貸付事業において、外国籍の介護人材向けに法人による連帯保証の仕組みを整備する。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>県福祉人材センターの運営</b> ①運営委員会・小委員会の開催	継続	→				委託費
<b>福祉人材無料職業紹介事業の実施</b> ①無料職業紹介事業の充実・強化	継続	→				委託費

<b>福祉サービス従事者の確保・定着に向けた取組み</b>						
①福祉・介護人材マッチング機能強化事業 ②保育士再就職支援事業 ③離職介護福祉士等の届出制度の普及及び再就職促進事業	継続 					委託費
④保育士相談窓口設置事業	継続	検討				委託費
⑤介護職参入促進事業	継続 					補助金
⑥福祉系高校修学資金貸付事業	継続 					補助金
⑦保育士修学資金貸付等事業	継続 					補助金
<b>福祉・介護現場のイメージアップと多様な人材の参入促進</b>	継続 					委託費
①啓発・広報事業の実施						
<b>介護支援専門員実務研修受講試験事業の実施</b>	継続	検討				受験料収入

「県社会福祉研修センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら研修内容の充実を図り、福祉サービス利用者一人一人のニーズに対応した質の高いサービスを提供できる専門的な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成を図る。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・生産人口の減少が加速するなか、福祉サービス従事者の確保、育成、定着が深刻な課題となっており、施設・事業所等においては、職員一人一人がやりがいとプライドを持って働き続けられる職場環境を整備することが重要とされている。また、施設・事業所等においては、福祉・介護ニーズの多様化とともに、質の高いサービスの提供を継続していくために、より専門的な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成と、チームとしてのきめ細やかな対応力が必要とされている。
- ・本会では、平成13年度から、福祉サービス従事者の専門性の向上を図るため「山形県社会福祉研修センター」を受託し、行政や関係機関・団体、施設・事業所等と連携しながら社会福祉研修事業を実施しており、これまでの受講者数は、令和7年3月末現在で延べ69,472人（委託研修63,047人、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程2,686人、人材確保・育成・定着支援研修3,739人）となっている。
- ・平成21年度に、業務の効率化と利便性の向上を図るため「社会福祉研修受付システム」を導入したが、以降継続して運用しているなかで、現在の業務の手順と合わない部分も見受けられることから、さらなる利便性の向上のための機能改善（システム改修）を検討していく必要がある。
- ・コロナ禍では、感染対策のため、各研修の実施にあたっては、オンライン（Zoom）を活用してきた。オンライン研修は、受講者の移動の負担が減り、時間に余裕を持って参加できる利便性もあり、また、定員を超えても受講を受入れできることから、オンライン研修を取り入れてから、受講者数は大きく増加した。（受講者数：令和元年度2,410人→令和6年度3,403人）
- ・これまでの社会福祉研修の振り返りと評価を行い、今後の社会福祉研修の充実を図るため、令和6年度に「研修受講者のアウトカム（研修受講後の成果）に関する調査」を実施した。本調査によると、研修受講後の日常業務等において、利用者へのサービス向上や業務能力の向上、職場内の連携強化、業務の見直しなどに一定の成果があったことがうかがえた。特に、「受講した職員の業務に対する意識・意欲の向上につながった」ことに成果を感じている施設・事業所等の割合が最も高かった。
- ・昨今の気象状況なども鑑み、受講者がより快適に安心して受講できる研修環境の整備が課題。（県社会福祉研修センター3階講堂には冷暖房設備がないため、県総合社会福祉センターや外部の貸会場などを活用していく）

## ◎ 目指す方向性

- ・行政や関係機関・団体、施設・事業所等と連携しながら、福祉サービスに求められる「専門性」とチームの一員として求められる「組織性」、及び職員のマネジメント機能やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策など組織をあげた「職員を支える仕組みの構築」を進めるため各種研修（新任・現任・専門研修、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程、人材確保・育成・定着支援研修）を実施する。
- ・今後も研修実施にあたっては、参加のしやすさの観点からもオンライン研修（Zoom）を積極的に取り入れていくとともに、多様な受講ニーズに対応していくため、オンデマンド方式（動画配信）による研修も実施していく。
- ・研修には専門的な知識や技術の習得はもちろん、本人の業務に対する意識やモチベーションを高め、施設・事業所内に活気を生む効果があることから、研修実施にあたっては、仲間同士交流を深め互いに学びあえる研修の場づくりを工夫していく。
- ・集合研修の実施にあたっては、受講者がより快適に安心して受講できる環境を整備する。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>福祉サービス従事者等に対する研修の企画及び実施</b> ①新任・現任・専門研修（県委託事業） ②福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（自主研修） ③人材確保・育成・定着支援研修（自主研修）						委託費 受講料収入

良質で信頼できる福祉サービスの提供のため、福祉サービス提供事業者における苦情解決制度の充実を図るとともに、第三者による福祉サービス評価を支援する。

県経営協等と連携し、社会福祉法人や福祉サービス提供事業者のガバナンスの強化を支援する。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・社会福祉法人制度改革により、公益性・非営利性の確保や、地域における公益的な活動への取組等、社会福祉法人はより公益性の高い組織運営を求められている。さらなる事業運営の透明性を図るためにも、福祉サービス提供事業者には、苦情解決制度の充実と第三者によるサービス評価への取組みが求められている。
- ・平成12年度から、福祉サービス利用者の人権・権利を擁護することを目的に「福祉サービス運営適正化事業」を実施しており、今後も引き続き福祉サービスに関する苦情の解決等に取り組んでいく。
- ・社会福祉法第78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）第1項において、福祉サービス提供事業者が第三者によるサービス評価を受けることは、サービスの質の向上のための措置の一環とされている。県内では、県が推進組織となり、「福祉サービス第三者評価事業」に取り組んでおり、5つの評価機関により第三者評価が行われている。
- ・社会福祉法人にはこれまで以上にガバナンスの強化が求められていることから、引き続き県経営協と連携・協働し、社会福祉法人の経営課題の明確化とその解決に向けて事業推進を図っている。
- ・社会福祉法人が施設の新設、整備のために借り入れた資金の借入金利子について、「社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業」により補助金交付を行っている（過去に補助の決定を受けた法人が対象）。

### ◎ 目指す方向性

- ・「福祉サービス運営適正化事業」を通じて、福祉サービス利用者、福祉サービス提供事業者が抱える悩みや課題を把握し、住民がよりサービスを受けやすい環境の整備に努める。
- ・県社会福祉研修センターと共催で苦情解決等に関わる研修会を開催する等、福祉サービス提供事業者の苦情解決体制の整備を支援する。
- ・福祉サービス利用者が事業者を選択するにあたり、良質なサービス提供事業者を選択できるよう、福祉サービス第三者評価事業推進組織や評価機関等と連携し、第三者による福祉サービス評価を支援する。（福祉サービス第三者評価事業等の啓発や情報提供）
- ・県経営協の事務局運営を通じて、社会福祉法人・社会福祉施設とのつながりの中から法人運営の現状と課題を共有し、利用者の立場に立った福祉サービスの提供と適正な法

人運営の推進を支援する。

- ・社会福祉施設の運営支援として、「社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業」を実施する（令和6年度末4法人が対象）。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>福祉サービス運営適正化事業の推進</b> ①福祉サービス運営適正化委員会の開催 ②運営監視合議体・苦情解決合議体活動 ③福祉サービス利用についての苦情・相談受付 ④研修会の開催・関連資料作成	継続	→				会費収入等 補助金
<b>第三者による福祉サービス評価の支援</b> ①福祉サービス第三者評価事業等の啓発や情報提供	継続	→				会費収入等
<b>社会福祉法人に対する利子補助支援</b> ①社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業（令和10年度終了予定）	継続	→				補助金

社会福祉制度の充実及び社会福祉予算の確保に向けた要望及び提言活動を推進するとともに、活動を通じて見えてきた課題について関係団体や県と共有しながら、必要に応じて社会福祉制度の充実に向けた政策提言を行う。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・本会では、社会福祉制度の充実と社会福祉予算の確保に向けて、福祉関係団体等で構成する「社会福祉制度・予算対策委員会」を設置し、各団体や各市町村社協からの要望事項を取りまとめ、県知事及び県議会議長への要望・提言書の提出（※令和6年度は15団体から33項目の要望事項を提出）や福祉関係団体と県担当課長との課題の共有・協働の場として情報交換会を実施している。
- ・本会では、これまで様々な活動を展開するにあたり、各種調査活動を基盤に事業を進めている。
- ・平成29年度から事務局内に「プロジェクトチーム」を設置し、「山形県地域福祉活動計画」の見直しや、「生活福祉資金と8050問題」についての検討、生活福祉資金貸付世帯の実態調査を行いながら、生活困窮者を社会全体で支えていくための提言「生活困窮者を社会全体で支えていくために」等の作成、新型コロナウイルス禍における子どもの居場所づくりのニーズ調査やオンラインコミュニケーションツールによる福祉活動状況調査を行い、直近では「福祉系学部に通う山形県内の学生の福祉の仕事に対する意識調査」を実施し、報告書として取りまとめ、関係団体に情報提供している。

### ◎ 目指す方向性

- ・社会福祉制度の充実と社会福祉予算の確保に向けて、各福祉関係団体や市町村社協から要望事項を取りまとめ、「県知事との懇談会」、「県議会議長との懇談会」を通じて、実現に向けた取組みを県に対して提言していく。
- ・要望運動や県担当課長との情報交換会等を通じて、各福祉関係団体の取組みや現状を把握するとともに、各団体がお互いに課題を共有していくための機会づくりを行う。
- ・全社協・政策委員会と連携しながら、社会福祉制度・施策の動向等、今後の社会福祉に関する情報収集に努める。
- ・事務局内に組織横断的な「プロジェクトチーム」を組織し、本会が保有するデータの分析等を進め、県民の課題を整理し、報告書や活動計画を作成するとともに、関係機関との課題の共有を図り、あわせて職員の課題の把握力・分析力等資質向上を図る。
- ・社会福祉制度・予算対策委員会活動との連携を図りながら、プロジェクトチームの検討結果等を政策提言につなげることを検討する。
- ・本会の機関紙やホームページ、SNS等やマスメディアとの連携により、調査・研究結果

を広く県民に周知し、課題の解決に向けた啓発を行う。

## ◎ 年次計画

推進事業項目 (具体的事業)	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>社会福祉制度の充実及び社会福祉予算の確保に向けた要望及び提言活動の推進</b> ①社会福祉制度・予算対策委員会 ②県知事との懇談会 ③県議会議長との懇談会	継続	→				会費収入等
	時機を得た県行政への要望及び提言					
	県民への福祉課題の発信					
<b>社会福祉制度の充実に向けた課題の共有</b> ①福祉関係団体と県担当課長との情報交換会	継続	→				会費収入等
	福祉制度の充実に向けた協働の場づくり					
<b>地域福祉に関する調査研究・課題検証及び本会が保有するデータの分析と情報の発信</b> ①プロジェクトチームを組織した本会事業の企画検討等	実施		実施		実施	会費収入等
	情報分析・調査研究・課題検証・情報発信					

各種別協議会・福祉関係団体との連携を図り、特に基盤の弱い福祉関係団体に必要な情報提供等を行い、基盤の強化を支援する。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・以前は財政基盤の弱い小規模福祉団体等に対して、「山形県総合社会福祉センター」の活用できるスペースを共通事務室として貸し出し、事務局機能の維持・強化に向けた支援を行ってきた。
- ・本会ホームページ等で、福祉関係団体が活用できる助成金等の情報を提供している。
- ・公益財団法人山形県総合社会福祉基金については、令和3年度から本会が事務局の運営支援等を行っている。本会は、市町村社協や福祉関係団体等とのネットワークを有していることから、同法人の助成事業について積極的に情報提供を行い、県内の民間社会福祉事業の充実を支援するとともに、同法人の適切な運営に寄与している。
- ・「県ひとり親福祉会」が進める学習支援事業について、活動場所の提供による支援を行っている。

### ◎ 目指す方向性

- ・小規模福祉団体の課題に対し、随時相談に応じていく。
- ・本会ホームページでの各種助成金の情報提供等を通じて、県内関係団体の基盤の強化を図っていく。
- ・山形県総合社会福祉基金の助成事業について、今後も積極的な情報提供を行っていく。
- ・「県ひとり親家庭福祉会」が進める学習支援事業において、引き続き活動場所の提供による支援を継続し、いわゆる「子どもの貧困の連鎖」を防ぐための取組みを進める。
- ・必要に応じて社会福祉関係団体や当事者団体への情報提供等を通じ、組織化への支援を行う。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>県内関係団体の基盤の強化</b> ①小規模福祉団体等への支援 ②各種助成金の情報提供等 ③公益財団法人山形県総合社会福祉基金 事務局への支援 ④学習支援事業の実施協力等 ⑤必要に応じた当事者等組織化の支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> 					会費収入等

本会の運営にあたり、公益性の高い組織にふさわしい法人運営体制を確立するとともに、外部研修や職場内研修を活用した職員の資質向上に努める。また、賛助会員の拡大をはじめとする財政基盤の強化、本会機関紙「たすけあい」やホームページ等情報発信ツールを活用した広報活動の充実を図る。

### ◎ これまでの成果と課題

- ・本会は、地域福祉の推進役としてふさわしい組織となるべく、事務局体制の強化、事務局職員の資質向上を推進するとともに、外部研修および職場内研修を通じて職員の資質向上と専門性の強化に取り組んだ。
- ・弁護士等の専門職と顧問契約を結び、本会の専門的機能を強化しながら、市町村社協等が抱える専門的課題へ適切・迅速に対応している。また、新たに職員等の健康管理・メンタルヘルスの重要性を鑑み、医師と委託契約を行い支援体制を整備している。
- ・「山形県総合社会福祉センター」について、県内の福祉活動拠点として、昭和 58 年 3 月から運営しており、40 年以上が経過している。老朽箇所を適宜修繕しながら、適正な運営管理に努めている。
- ・本会に福祉に関する電話やメール等での住民からの相談があり、随時対応を行っている。
- ・賛助会費をはじめ、自主財源の確保を推進するとともに、本会の財政状況を分析し、公益性の高い財政のあり方を模索する必要がある。
- ・「山形県民福祉大会」は、令和 7 年度で 75 回目を数え、大会では社会福祉従事者等の顕彰のため、個人・団体に対して「山形県民福祉大会会長表彰」を授与し、社会福祉従事者等に対する顕彰を行っている。
- ・毎月発行している機関紙「たすけあい」は、昭和 24 年の創刊以来令和 7 年 10 月で第 1150 号を数える。
- ・ホームページや SNS を活用した情報発信に努めており、特に、大規模災害時は救援物資の募集やボランティア情報等に大きな役割を果たしている。
- ・コロナ禍における事業の持続性確保のために、オンライン会議システムの導入や ICT 機材の導入により、事業継続のための必要なデジタル技術の活用を図った。併せて、勤怠管理のデジタル化を行い、業務の効率化や省力化を図っている。
- ・リスクマネジメント体制の確立として、業務継続計画（BCP）を策定し、その他、財務システムのクラウド化等で災害等のリスク軽減を図る等、安定的な事業運営につながる仕組みを導入している。また、電子帳簿保存法やインボイス制度等の法改正に対応しつつ、業務の効率化や省力化にとどまらない組織力の向上を行っている。組織体制の充実・強化のためにデジタル技術の活用や DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は、不可欠となっている。

- ・令和7年度から11年度までの「山形県地域福祉活動計画2025」を策定し、事態に即した事業展開を意識している。

## ◎ 目指す方向性

- ・外部研修への派遣や職場内研修を実施し、事務局職員の一層の資質向上を図る。
- ・理事会・評議員会等法人運営会議を通じ、本会の適正な法人運営を図る。
- ・市町村社協会長会議、事務局長会議を通じ、本会と市町村社協における法人運営にかかわる現状と課題を共有する。
- ・必要に応じて業務継続計画（BCP）の更新を行い、リスクマネジメント体制の強化を図るとともに、デジタル技術の活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、組織体制の充実強化を図る。また、業務の効率化や省力化にとどまらない組織力の向上を目指す。
- ・法務・税務、医療、労務等の専門職との連携により、事務局の専門性や職員等の健康管理体制を整備する等の基盤強化を行うとともに、市町村社協等が抱える専門的課題の相談に適切に対応する。
- ・「県総合社会福祉センター」の適正な管理を行う。
- ・本会の総合相談機能（相談対応力や組織内での課題共有等）を高め、各種事業を通じて、ますます多様化・複雑化する住民ニーズを的確に受け止め、適切に対応していく。
- ・本会の財政状況を分析し、公益性の高い、安定した法人経営のあり方を探る。
- ・賛助会費や広告料収入等の拡大を図りながら、本会自主財源の確保・強化を図る。
- ・各種事業の推進にあたって、共同募金配分金等の既に活用している民間財源に加えて、新たな財源の確保・活用の可能性を探り、本会事業のさらなる展開を目指す。
- ・「山形県民福祉大会」の開催や社会福祉従事者の顕彰等を通じて、福祉の心の醸成と県民福祉の向上を図る。
- ・福祉を取り巻く状況が複雑多様化する中で、的確な情報把握に努め、必要な方に必要な情報が届くよう、機関紙「たすけあい」や本会ホームページ、SNSを有効に活用する。
- ・「山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2025」について、広く県民に周知を図り、社会福祉の動向や社会情勢を見極めながら、本計画を推進していく。

## ◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R7	R8	R9	R10	R11	財源
<b>組織（事務局）体制の充実強化</b>						
①職員の資質向上への取組み （外部研修への派遣、職場内研修の充実）	継続	→				会費収入等
②法人運営会議の開催、市町村社協会長・ 事務局長会議等の開催	継続	→				会費収入等
③ICT化・デジタル化による業務推進の検 討と実施	継続	→				会費収入等

<p>④リスクマネジメント体制の確立 (専門職連携、苦情解決体制の整備、BCP策定等)</p> <p>⑤山形県総合社会福祉センターの管理</p> <p>⑥本会相談機能の充実強化</p>	<p>法的課題への適切・迅速な対応・内部牽制</p> <p>適正な管理、老朽設備の改修</p> <p>継続</p>	<p>会費収入等</p> <p>利用料収入 入居負担金 改修基金等</p> <p>会費収入等</p>
<p><b>財政基盤の強化</b></p> <p>①賛助会費・広告料収入等自主財源の拡大</p> <p>②共同募金等民間財源の積極的な活用</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>	<p>会費収入等</p> <p>会費収入等</p>
<p><b>広報・啓発活動の強化</b></p> <p>①山形県民福祉大会の開催(社会福祉従事者の顕彰)</p> <p>②広報活動の充実(機関紙「たすけあい」の発行、ホームページの運営)</p> <p>③山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2025の推進</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>中間見直し</p>	<p>県・市町村社協負担金等 会費収入等</p> <p>会費収入等 購読料収入等 共同募金配分金</p> <p>会費収入等</p>